

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古河市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和5年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険税の賦課・収納、滞納管理、保険給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは主に次の業務で使用する。</p> <p>(1) 国民健康保険被保険者の資格得喪認定に関する事務 (2) 国民健康保険税の賦課、徴収に関する事務 (3) 国民健康保険税の滞納管理に関する事務 (4) 保険給付に関する事務 (5) 国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務 (6) 国民健康保険被保険者のオンライン資格確認に関する事務 (7) 国民健康保険被保険者の情報提供ネットワークを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等に関する事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、国保データベースシステム、特定健診等データ管理システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 および別表第一の第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号および別表第二 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」という。） <p><情報照会の根拠> 番号法別表第二の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条</p> <p><情報提供の根拠> 番号法別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 主務省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3、60条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p> <p><情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 健康推進部 国保年金課 茨城県古河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 国保年金課	生活安全部 国保年金課		
	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 赤澤 英夫	国保年金課長 青木 秀夫		
	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	古河市 健康福祉部 国保年金課 茨城県古河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111	古河市 生活安全部 国保年金課 茨城県古河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111		
平成29年6月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 青木 秀夫	国保年金課長 高橋 和子		
平成29年6月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年11月30日	平成29年5月1日		
平成29年6月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年11月30日	平成29年5月1日		
平成29年6月1日	公表日	平成27年3月31日	平成29年6月1日		
平成29年6月7日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。		
平成29年6月7日	公表日	平成29年6月1日	平成29年6月7日		
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年5月1日	令和1年5月1日		
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年5月1日	令和1年5月1日		
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	平成29年6月7日	令和1年6月28日		
令和2年3月23日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険の保険給付・保険料の賦課徴収事務	国民健康保険に関する事務	事前	
令和2年3月23日	I 関連情報 1.1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。	国民健康保険税及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課、収納、滞納管理、給付管理等を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情報情報を次の業務で使用する。 (1)国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 (2)国民健康保険税の賦課、徴収に関する事務 (3)国民健康保険税の滞納管理に関する事務 (4)国民健康保険被保険者への保険給付に関する事務 (5)国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務 (6)国民健康保険被保険者のオンライン資格確認に関する事務	事前	
令和2年3月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、国保データベースシステム、特定健診等データ管理システム、 中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ	事後	
令和2年3月23日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条の1 別表第一 第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 および別表第一の第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7 別表第二 (第1. 2. 3. 4. 5. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 43. 44. 45. 46. 58. 62. 78. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109 項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1. 2. 3. 4. 5. 19. 20. 25. 26. 33. 43. 44. 46. 49. 56. 60条	・番号法第19条第7号および別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。) <情報照会の根拠> 番号法別表第二の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条 <情報提供の根拠> 番号法別表第二の第1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 43. 58. 62. 78. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109項) 主務省令 第1. 2. 3. 4. 5. 8. 10の2. 11の2. 12の3. 15. 19. 20. 22の2. 24の2. 25. 25の2. 31の2. 33. 41の2. 43. 44. 46. 49. 53. 55の2. 60条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の 計数か	令和1年5月1日	令和2年3月1日	事後	
令和2年3月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計 数か	令和1年5月1日	令和2年3月1日	事後	
令和2年3月23日	公表日	令和1年6月28日	令和2年3月23日		
令和2年6月30日	5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	生活安全部 国保年金課	健康推進部 国保年金課	事後	
令和2年6月30日	8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ	古河市 生活安全部 国保年金課 茨城県古 河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111	古河市 健康推進部 国保年金課 茨城県古 河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目1. 対象 人数 一つの時点の計数か	令和2年3月23日	令和2年6月1日	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数 一つの時点の計数か	令和2年3月23日	令和2年6月1日	事後	
令和2年6月30日	公表日	令和2年3月23日	令和2年6月30日		
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目1. 対象 人数 一つの時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数 一つの時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和3年7月1日	公表日	令和2年6月30日	令和3年7月1日		
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上 の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月10日	公表日	令和3年7月1日	令和3年9月10日		
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目1. 対象 人数 一つの時点の計数か	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数 一つの時点の計数か	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	
令和5年2月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険税及び地方税法に基づき、国民 健康保険の資格管理、保険税の賦課、収納、 滞納管理、給付管理等を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情 報を次の業務で使用する。 (1) 国民健康保険被保険者の資格管理に関す る事務 (2) 国民健康保険税の賦課、徴収に関する事 務 (3) 国民健康保険税の滞納管理に関する事 務 (4) 国民健康保険被保険者への保険給付に 関する事務 (5) 国民健康保険被保険者への保健事業の実 施に関する事務 (6) 国民健康保険被保険者のオンライン資格確 認に関する事務	国民健康保険税及び地方税法に基づき、国民 健康保険の資格管理、保険税の賦課、収納、 滞納管理、給付管理等を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情 報を次の業務で使用する。 (1) 国民健康保険被保険者の資格管理に関す る事務 (2) 国民健康保険税の賦課、徴収に関する事 務 (3) 国民健康保険税の滞納管理に関する事 務 (4) 国民健康保険被保険者への保険給付に 関する事務 (5) 国民健康保険被保険者への保健事業の実 施に関する事務 (6) 国民健康保険被保険者のオンライン資格確 認に関する事務 (7) 国民健康保険被保険者の情報提供ネット ワークを通じた口座登録・連携ファイル関係情 報の取得等に関する事務	事前	
令和5年2月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上 の根拠	・番号法第19条第8号および別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令(以下「主務省令」という。) <情報照会の根拠> 番号法別表第二の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条 <情報提供の根拠> 番号法別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、 15、17、22、26、27、30、33、39、42、4 3、 58、62、78、80、87、88、93、97、106、 109項) 主務省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11 の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、 25、 25の2、31の2、33、41の2、43、44、4 6、49、53、55の2、60条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2 項	・番号法第19条第8号および別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令(以下「主務省令」という。) <情報照会の根拠> 番号法別表第二の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条 <情報提供の根拠> 番号法別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、 15、17、22、26、27、30、33、39、42、4 3、 58、62、78、80、87、88、93、97、106、 109項) 主務省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11 の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、 25、 25の2、31の2、33、41の2、43、44、4 6、49、53、55の2、60条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2 項 <情報提供ネットワークシステムを通じた口座 登録・連携ファイル関係情報の取得等事務> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律施行 規則第2条第13項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険税及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険税の賦課、収納、滞納管理、給付管理等を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情報等を次の業務で使用する。 (1) 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 (2) 国民健康保険税の賦課、徴収に関する事務 (3) 国民健康保険税の滞納管理に関する事務 (4) 国民健康保険被保険者への保険給付に関する事務 (5) 国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務 (6) 国民健康保険被保険者のオンライン資格確認に関する事務 (7) 国民健康保険被保険者の情報提供ネットワークを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等に関する事務	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険税の賦課・収納、滞納管理、保険給付等を行う。 特定個人情報ファイルは主に次の業務で使用 する。 (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪認定に関する事務 (2) 国民健康保険税の賦課、徴収に関する事務 (3) 国民健康保険税の滞納管理に関する事務 (4) 保険給付に関する事務 (5) 国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務 (6) 国民健康保険被保険者のオンライン資格確認に関する事務 (7) 国民健康保険被保険者の情報提供ネットワークを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等に関する事務	事後	
令和5年11月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号および別表第一 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。) <情報照会の根拠> 番号法別表第二の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条 <情報提供の根拠> 番号法別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 主務省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、60条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 <情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	・番号法第19条第8号および別表第一 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。) <情報照会の根拠> 番号法別表第二の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条 <情報提供の根拠> 番号法別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 主務省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3、60条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 <情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事後	
令和5年11月14日	II しい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	
令和5年11月14日	II しい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	